

八王子市食品表示法不利益処分等取扱要綱

平成 27 年 12 月 28 日 決定

(目的)

第 1 この要綱は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）の規定に基づく回収等命令又は業務停止命令その他必要な処分（以下「不利益処分」という。）並びに指示その他の措置について必要な事項を定めるものとする（食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）で定められた表示の事項のうち、衛生事項による違反に限る。）。

(基本原則)

第 2 法において規定された違反を確認し、不利益処分を行う場合には、時機を逸することなく的確かつ厳正に行わなければならない。

(違反事実の確認)

第 3 法に違反している疑いのある事実を発見したときの確認については、次により行うものとする。

一 食品衛生監視員及びその他の職員は、食品関連事業所等を立入検査し、監視又は指導した場合に、法に違反している疑いのある事実を発見したときは、その違反事実を次により確認するものとする。

ア 試験検査を要するものは、その検査成績書

イ 証拠となる表示ラベル等の物件

ウ 上記以外の場合は、証拠となる物件その他関係帳簿類

二 違反事実が確認されたときは、直ちに当該事業者及び関係者から事情を聴取し、必要に応じて、当該事業者等と「確認書」（様式 1 号）を取り交わす、又は当該事業者等から「答申書」（様式 2 号）を徴すること。

(行政指導)

第 4 指示や命令には至らず、文書による指導を行う場合は、「表示指導注意票」（様式 3 号）又は「表示指導書」（様式 4 号）により指導すること。

(指示)

第 5 法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準に違反している食品関連事業者に対する法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく指示は、「食品表示法第 6 条第 1 項（又は第 3 項）に基づく指示」（様式 5 号）により行うものとする。

ただし、次に掲げる項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又

は遵守事項を遵守するよう指導する。この場合、指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合は指示を行うものとする。

- 一 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- 二 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正、商品の撤去）を行っていること。
- 三 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じていること。

（命令）

第6 法第6条第5項の規定に基づく命令は、法第6条第1項又は第3項の規定による指示に従わない食品関連事業者に対し行い、「食品表示法第6条第5項に基づく命令」（様式6号）により行うものとする。

第7 法第6条第8項の規定に基づく命令は、「食品表示法第6条第8項に基づく命令」（様式7号）により行うものとする。

また、食品の回収等その他必要な措置及び業務の停止命令については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、法第6条第8項の規定に基づく命令又は指導を行った結果、食品表示基準違反が解消し、又は食品表示事業者が自主的に表示を是正した場合であっても、第5の一から三までの項目全てに該当する場合を除き、法第6条第1項又は第3項に基づく指示を行うものとする。

一 回収等命令

措置の内容は次に掲げる手法のほか、食品の販売形態及び流通状況に応じ、適切な手法を選択すること。

ア 既に不特定の消費者が購入し、又は一般に流通している場合にあっては既に販売し、又は出荷した食品の回収

イ 全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあっては全購入者への違反内容の連絡

ウ 店頭表示の誤りである場合にあっては店頭における表示の訂正又は商品の一時撤去等

二 業務停止命令

業務の停止期間及び範囲は、表示の是正、食品の安全性に関する表示内容の適正性が担保される体制を構築するために必要な業務の範囲及び期間をもって決めるものとする。

（公表）

第8 法に基づく公表等は次により行うものとする。

一 公表の対象

公表の対象は、次に定める者とする。

ア 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく指示並びに法第 6 条第 5 項及び同条第 8 項の規定に基づく命令を受けた食品関連事業者等

イ 食品の表示に関する情報が記載された書類の整備、保存に関する指導を行った場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備、保存されていないことにより、食品表示基準に違反する蓋然性が高い食品関連事業者

二 公表時期

公表は、不利益処分及び指示並びに公表の対象となる指導を行った後、法の趣旨にのっとり、時機を逸することなく速やかに行うものとする。

三 公表期間

違反状態が改善されたことを確認した日の翌日から起算して 14 日を下らない期間を公表期間とする。

四 公表内容

公表する内容は次による。

ア 第 8 の一のアの場合には次に掲げる事項を公表するものとする。

(ア) 指示又は命令を受けた食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

(イ) 違反事実

(ウ) 指示又は命令の内容

イ 第 8 の一のイの場合には次に掲げる事項を公表することができるものとする。

(ア) 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

(イ) 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項

(ウ) 指導の内容

五 関係機関との協議

公表は、次に掲げる点に留意して行うものとする。

ア 公表内容が都外に関連する場合は、事前に関連する行政機関と十分に協議する。

イ 情報公開担当部署と協議し、個人情報保護に十分な配慮を行う。

六 その他

食品衛生上の危害防止の観点等から、緊急発表として行う報道機関への情報提供については、別途実施する。

また、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても四の ア (ア) 及び (イ) の事項を公表することができる。

(食品衛生法との関係)

第9 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、若しくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならず、又はこれらの行為を禁止されている食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置（行政指導を含む。以下同じ。）を優先するものとする。

食品衛生法の規定に基づく措置がとられた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて食品表示法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。

（聴聞及び弁明の機会の付与）

第10 不利益処分を行おうとする場合には、意見陳述のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、当該手続を省略することができる。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）に係る聴聞又は弁明の機会の付与は、それぞれ様式8号又は様式9号により通知するものとする。

（不利益処分の執行）

第11 不利益処分に係る命令は文書により被処分者に手交して行うものとする。ただし、緊急を要し文書を交付するいとまがない場合は、口頭により行うことができる。

なお、口頭により命令を行った場合は、事後、文書により命令の内容を通知する。この命令書の日付は、口頭による命令を行った日とし、命令書は被処分者に手交する。

（不利益処分の記録）

第12 指示及び命令を行ったときは、その違反内容やその他必要な事項を記録し保管する。

（告発）

第13 告発は法第17条から第22条までに規定する罰則を適用する必要があると認める場合に行うものとする。

なお、告発の手続については、八王子市食品衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領（平成19年3月30日）10（3）イの規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

八王子市食品表示法不利益処分等取扱要綱

様式

様式 1 号	確認書
様式 2 号の 1	答申書（製造業者用）
様式 2 号の 2	答申書（販売業者用）
様式 3 号	表示指導注意票
様式 4 号	表示指導書
様式 5 号	食品表示法第 6 条第 1 項（又は第 3 項）に基づく指示
様式 6 号	食品表示法第 6 条第 5 項に基づく命令
様式 7 号	食品表示法第 6 条第 8 項に基づく命令
様式 8 号	聴聞について（通知）
様式 9 号	弁明の機会の付与について（通知）

様式1号

確認書

年 月 日に（調査者所属部署）が（調査対象事業所名）（所在地）に対して実施した調査の結果、下記の事項を確認します。

記

1

2

3

...

以上について、双方署名捺印の上、確認します。

年 月 日

（調査対象事業所氏名）
（調査対象事業所所在地）
（確認者の役職名及び氏名）

印

（調査者の所属部署名）
（調査者の役職及び氏名）

印

答 申 書

年 月 日

殿

住 所
営業所所在地
氏 名

年 月 日食品表示法違反として指摘を受けました当社製造の（商品名）について、下記の通りその事実を答申します。

記

- 1 違反の概要
- 2 該品の製造方法
- 3 違反品を製造した期間及び延製造量
- 4 該品の主な販売先
- 5 指摘を受けてからの処置
- 6 会社・事業所の沿革及び現況
 - (1) 事業開始年月日 年 月 日
 - (2) 営業許可の有無 有 ・ 無
(年 月 日 第 号)
 - (3) 当該営業所従業員数 名（営業所数 か所 全従業員数 名）
 - (4) 経営状態の良否 良 ・ 普通 ・ 不良
- 7 過去における食品表示法違反（不利益処分を受けた者のみ）の有無
- 8 その他（違反を犯すに至った理由、今後の対策等その他特に記述したい点があれば記載する。）

（注）書き切れない場合は別添又は別紙にて記載すること。

（日本工業規格A列4番）

答 申 書

年 月 日

殿

住 所
営業所所在地
氏 名

年 月 日食品表示法違反として指摘を受けました当社販売の（商品名）について、下記の通りその事実を答申します。

記

1 違反の概要

2 違反品の取扱状況

(1) 仕入先及び製造元

(2) 仕入月日及び数量

(3) 主な販売先、数量及び販売月日

3 指摘を受けてからの違反品の処置

4 会社・事業所の沿革及び現況

(1) 事業開始年月日 年 月 日

(2) 当該営業所従業員数 名（営業所数 か所 全従業員数 名）

(3) 経営状態の良否 良 ・ 普通 ・ 不良

5 過去における食品表示法違反（不利益処分を受けた者のみ）の有無

6 その他（違反を犯すに至った理由、今後の対策等その他特に記述したい点があれば記載する。）

（注）書き切れない場合は別添又は別紙にて記載すること。

（日本工業規格A列4番）

様式3号

年 月 日

乙 第 号

所 属

職・氏名

印

表示指導注意票

あなたの事業所において、 年 月 日食品表示法に基づく検査を実施したところ、

☐ 食品表示基準に違反する製品が確認されました。

☐ 食品の表示に必要な書類の作成と保存、又は報告若しくは開示が行われていないことが確認されました。

つきましては、以下のことについて修正又は改善を行うよう指導します。

なお、適切な表示の修正が行われない場合は処分及び氏名等の公表が、必要な書類の作成等が行われない場合は氏名等の公表が行われることがあります。

事業所所在地

屋号又は商号

氏 名

指導注意事項

本票は職員の求めに応じ、いつでも提出できるよう大切に保存すること。

番 号
年 月 日

(社名)
(代表者氏名) 殿

所 属
所属長名



表示指導書

- 1 (所属部署) が、貴社 (又はあなた) を表示責任者とする「 」と称する商品 (以下「本件商品」という。) の表示について調査したところ、以下の事実が認められた。
(以下、具体的な違反の内容及び違反商品の販売期間と販売個数を記載する。)
- 2 前記 1 の行為は、食品表示法 (平成 2 5 年法律第 7 0 号) 第 4 条第 1 項の規定により定められた食品表示基準 (平成 2 7 年内閣府令第 1 0 号) 第 条第 項第 号に違反するものであるが、当所は貴社が速やかに改善方策を講じていることを確認した。
- 3 当所は貴社に対し、今後販売する商品については食品表示基準を遵守するとともに、違反を防止するために、以下の (1) から (4) までに掲げる措置を自ら行うよう指導する。
 - (1) 貴社において上記 1 に記載した違反が発生した理由を調査、分析すること。
 - (2) 今後同様の違反を発生させないための措置を行うこと。
 - (3) 現在貴社が販売している全ての商品について、適正な表示が行われていることを確認すること。
 - (4) 食品表示制度及び違反の再発防止のために必要な社内教育を実施すること。
- 4 上記 2 及び 3 について、貴社の講じた措置を 年 月 日までに文書にて当所長宛報告すること。

書面の提出先
(部署名・所在地・電話番号)
問合せ先
(部署名・所在地・電話番号)

(社名)
(代表者氏名) 殿

八王子市保健所長



食品表示法第 6 条第 1 項（又は第 3 項）に基づく指示

貴社（又はあなた）は、あなたが表示責任者である商品名「」（以下「本件商品」という。）について、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号。以下「基準」という。）に違反する表示を行っていたので、法第 6 条第 1 項（又は第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 指示の内容

- (1) 貴社が製造（又は栽培、出荷、加工等）・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 貴社が販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、貴社において、消費者に対し正しい表示を行うという意識の著しい欠如並びに表示内容の確認及びその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらのことを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、貴社における食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における食品表示の管理体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。また、実施された対策が有効に機能していることを定期的に検証し、必要なら自ら改善すること。
- (4) 貴社の全役員及び従業員に対して、食品表示制度の教育を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について、 年 月 日までに書面にて八王子市保健所長宛提出すること。

（日本工業規格 A 列 4 番）

2 事実関係

3 法令の適用

2 の記載事実によれば、(事業者名) が行った行為は、法第 4 条第 1 項の規定により定められた基準第 条第 項第 号の規定に違反するものである。

書面の提出先

(部署名・所在地・電話番号)

問合せ先

(部署名・所在地・電話番号)

(社名)
(代表者氏名) 殿

八王子市保健所長



食品表示法第 6 条第 5 項に基づく命令

貴社は、平成 年 月 日付け文書番号（以下「指示書」という。）により、八王子市保健所長から食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項（又は第 3 項）の規定に基づく指示を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく当該指示に係る措置をとらなかったものと認められるため、法第 6 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

記

1 命令の内容

- (1) 指示書に基づく措置をとり、今後、貴社が販売する全ての食品について、不適正な表示で販売しないこと。
- (2) 命令に基づき講じた措置等について、平成 年 月 日までに八王子市保健所長宛提出すること。

2 事実関係

- ・ ①販売責任の所在、②販売期間及び数量等、③表示内容及び実際について確認された事実関係と、正当な理由なく指示に係る措置をとらなかったと認めた理由について整理すること。

3 法令の適用

2 に記載した事実によれば、（食品関連事業者名）が行った行為は、法第 6 条第 1 項（又は第 3 項）に規定する指示に対し、正当な理由なく当該指示に係る措置をとらなかったものと認められるものである。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本工業規格A列4番)

(社名)
(代表者氏名) 殿

所 属
所属長名



食品表示法第 6 条第 8 項に基づく 命 令

貴社は、貴社が販売する（販売しようとする） と称する食品について、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項に規定する食品表示基準に定める事項のうち、法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 10 号）において定める事項の表示に関して、食品表示基準第 条第 項第 号に違反する行為を行っていたので、法第 6 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

記

1 命令の内容

- ・回収命令又は廃棄命令にあつては、命令の対象となる食品について、製造者名、製造所所在地、製造年月日（ロット番号）等を特定した内容とすること。
- ・業務停止命令にあつては、停止する業務内容を特定すること。
- ・改善（表示の是正、原因究明、再発防止措置、役職員への周知徹底等の実施を含む。）報告書の提出を併せて命じること。（改善が図られたと認められた場合に命令が解除されるものとする。期限を示すものではないことに留意。）
- ・購入者等への周知徹底を併せて命じること。

2 事実関係

- ・①表示責任の所在、②販売期間及び数量等、③表示内容及び実際、④保健所からの指導に係る措置をとらなかったと認めた理由について確認された事実関係を整理すること。

3 法令の適用

- ・「前記事実によれば、（食品関連事業者名）が行った行為は、法第 4 条第 1 項の規定により定められた食品表示基準第 条第 項第 号の規定に違反するものであり、法第 6 条第 8 項に規定する消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときに該当するものである。」と記載すること。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式 8 号

番 号
年 月 日

様

八王子市保健所長



聴聞について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

ついては、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 3 条第 1 項第 1 号の規定により聴聞を行うので、通知します。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令（条例等）の条項
(1) 処分の内容

- (2) 根拠法令
食品表示法第 6 条第 項

- 2 処分の原因となる事実

- 3 聴聞の期日及び場所

- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（教示）

聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

（日本工業規格 A 列 4 番）

様

八王子市保健所長 

弁明の機会の付与について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

ついては、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 3 条第 1 項第 2 号の規定により、弁明書を提出することができますので、通知します。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 処分の内容

(2) 根拠法令

食品表示法第 6 条第 項

2 処分の原因となる事実

3 弁明書の提出期限及び提出先

(年月日)

(住所地)

(保健所名等)